

## 南丹市農業振興地域整備計画の見直しについて

南丹市では、平成21～23年にかけて見直し作業を行い、旧町毎となっていた農業振興地域整備計画を統合し「南丹市農業振興地域整備計画」を平成24年3月に策定いたしました。

農業振興地域整備計画は「農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」といいます。）」により、概ね5年ごとに見直しをすることとされており、今回見直し作業を開始しようとするものです。

## ●農業振興地域について

「農業振興地域」とは、今後、相当期間（概ね10年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域であり、その指定は、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事が行います。

南丹市では、市面積61,640haのうち、都市計画法に基づく市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域が南丹市農業振興地域として指定されており、その面積は約7,456ha（市全体面積の12.1%）となっています。

## ●農業振興地域整備計画について

農振法により、農業振興地域がある市町村は農業振興地域整備計画を定めなければならないとされています。

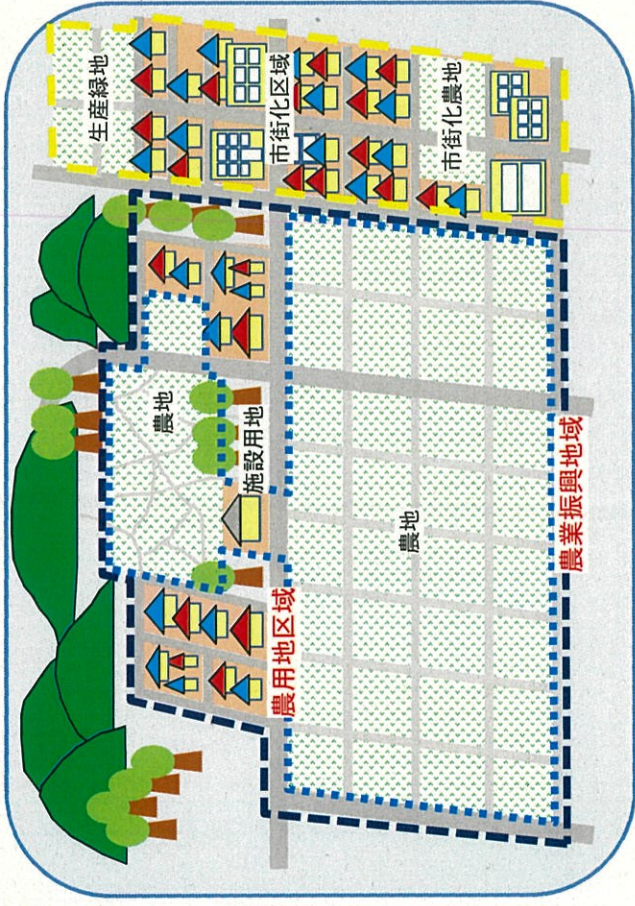
その内容は、「農用地区域及びその区域内にある農業上の用途区分」、「農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項」、「農用地等の保全に関する事項」等となっています。

## ●農用地区域について

「農用地区域」とは、農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地です。

その指定は南丹市が定める「農業振興地域整備計画」中の「農用地利用計画」において行い、約2,328ha（市全体面積の3.8%）を農用地区域として指定しています。

農用地区域に指定した土地は、農業上の用途区分が定められており、原則としてその用途以外の目的に使用することは出来ないものとなっています。



## ●農用地の見直しについて

農用地の見直し方法については、「特別管理」と「一般管理」があります。

特別管理…今後10年以上にわたり利用すべき農用地区域を定め、概ね5年ごとに見直しする方法です。「全体見直し」ともいいます。

一般管理…全体的な見直しを行う「特別管理」以外の見直し方法で、随時行う変更のことをいいます。

## ●特別管理の実施について

「農用地の見直しに伴う基本方針」により、実施を行います。



## 農用地の見直しに伴う基本方針

今回の特別管理（全体見直し）は以下を基本とし、農用地区域内の除外、編入、用途区別の変更を行います。

- (1) 他の事業で対象となっている農地の取扱いについて  
各補助事業実施中又は実施予定で事業対象地が農用地区域でなければならぬ土地は原則除外をしないこととします。
- ア ほ場整備事業実施中又は実施予定の区域内農地
  - イ 中山間地域直接支払制度対象農地
  - ウ 多面的機能支払制度対象農地
- ただし、中山間地域直接支払及び多面的機能支払の各制度に反するような場合には個別相談のうえ検討を行います。

- (2) 集落介在農地及び孤立農地について  
現在、農用地として設定している農地であって、ほ場整備事業が実施されていない農地で、集落の中にある農地（集落介在農地）又は孤立的に存在している農地、山間地の田等で今後10年間を見通して利用が困難であると判断されるものは農用地区域から除外を検討します。



- (3) ほ場整備後の農用地について  
ほ場整備実施地は優良農地として保全するため農用地区域とします。

- (4) 公共工事等により寸断された農地  
ほ場整備実施地については、優良農地として保全するため、農用地区域としますが、公共事業等の開発により土地が寸断された小規模で不整形な農地や現状が非農地で農地への復元が困難なものは、農用地区域からの除外を検討します。

例えば、        の箇所については、整備田で道路により寸断された小規模で不整形な農地として除外を検討します。



- (5) 住宅建築等の建築計画がある場合  
後継者住宅等の建築計画があり、除外希望する土地がある場合には、個別相談で対応させていただきます。

- (6) 除外、用途変更、編入等の申出方法  
申出及び回答については、内容により下記の様式等により提出を行ってください。  
①集落からの申出は 「様式1 除外・用途変更・編入申出書」  
②南丹市から提案の回答は 「様式2 除外・用途変更・編入回答書」  
※様式2 による提案があった場合には必ず回答をお願いします。

- (7) 申出及び回答期限等  
平成28年 月 日 ( )  
提出先：南丹市役所 農林商工部 農政課 (電話 0771-68-0060)  
南丹市役所 各支所地域推進課

- (8) 問い合わせ先  
南丹市役所 農林商工部 農政課 (電話 0771-68-0060)



# 平成29年1月14日からの降雪による被害状況

(農業関係施設)

(平成29年3月21日時点集計)

## ■パイプハウス被害

	被害棟数及び被害の程度					被害面積	備考
	合計	全壊	大破	中破	小破		
園部	112 棟	95 棟	2 棟	14 棟	1 棟	204 a	果樹棚の被害あり
八木	51 棟	33 棟	3 棟	10 棟	5 棟	86 a	
日吉	122 棟	66 棟	3 棟	42 棟	11 棟	176 a	果樹棚の被害あり
美山	17 棟	10 棟	2 棟	5 棟	0 棟	25 a	果樹棚の被害あり
合計	302 棟	204 棟	10 棟	71 棟	17 棟	491 a	

## ■復旧の意向

	復旧する	復旧しない	未回答
園部	66 棟 (58.9%)	45 棟 (40.2%)	1 棟
八木	25 棟 (49.0%)	25 棟 (49.0%)	1 棟
日吉	73 棟 (59.8%)	45 棟 (36.9%)	4 棟
美山	11 棟 (64.7%)	6 棟 (35.3%)	-
合計	175 棟 (57.9%)	121 棟 (40.1%)	6 棟

## ■畜産施設の被害

園部	鶏舎(鉄骨造) 1棟	屋根片側が落下 9m×70m
八木	牛舎(軒、ロールアップカーテン) 1棟	一部損壊
日吉	育成牛舎(パイプハウス) 1棟	全壊 13m×25m
	堆肥舎(パイプハウス) 1棟	一部損壊 全長約100m
美山	鶏舎(ヒヨコ用ビニールハウス) 1棟	全壊 18m×3.6m



## 農業施設等雪害対策事業

### 【事業の概要】

平成 29 年 1 月 14 日からの豪雪により、広範な市域においてブランド京野菜等を始めとした園芸施設等に甚大な被害が発生しており、農業生産に大きな影響が及ぶことが懸念されることから、今日まで培われた生産量を早急に回復させ、生産体制の債権と農業経営の安定を図るため、以下により、府における「農業生産施設緊急復旧対策事業」と併せた市の支援を行う。

### 【支援の考え方】

※平成 29 年 1 月 14 日からの豪雪により被災したもので、被災直後に復旧に取り組んだものは遡及して対象とする

#### ■パイプハウス及び付帯施設の復旧及を行う場合

対象		府 補助率	市 補助率	事業実施主体
野菜 花き	パイプハウス等復旧	50%	10%	農業協同組合 農業者団体等
	〃 撤去	50%	50%	
果樹	パイプハウス等復旧	50%	10%	
	〃 撤去	50%	50%	
	果樹棚、改植、緊急防除、追加施肥等	50%	—	
育苗	パイプハウス等復旧	—	60%	
	〃 撤去	—	100%	
畜舎	パイプハウス等復旧	50%	10%	農業協同組合等
	〃 撤去	50%	50%	

#### ★補足事項

※原則復旧パイプハウスへの雪害補強を行う

◇耐積雪支柱（商品名例：スノーポール）

◇陸梁（商品名例：タイバー）

※復旧後は農業共済への加入を原則

※共済金と補助金の合計が事業費を超えない範囲とする

※野菜・花き・育苗施設撤去の事業費上限：350 円/m<sup>2</sup>

※果樹施設撤去の事業費上限：300 円/m<sup>2</sup>

※果樹改植の事業費上限：340 千円/10a

※果樹緊急防除の事業費上限：3,000 円/10a

※果樹追加施肥の事業費上限：6,000 円/10a

※復旧費についてビニール等被覆資材は対象外

※府補助は、市予算を経由せず、府から申請団体に直接交付される。

#### ■撤去のみを行う場合

対象		府補助率	市補助率	事業実施主体
野菜・花き・果樹・ 育苗・畜産	パイプハウス等・果樹棚撤去	—	100%	個人営農者及び 上記に準じた主体

#### ★補足事項

※実施主体（もしくは利用者）により、撤去後において農産物の作付を継続する旨の申出を行うものに限る（原則 3 年）

※各施設撤去の事業費上限は復旧を伴う場合と同額



## 平成 29 年度 新たな農業支援事業の概要（農政課所管）

### 1.南丹市がんばる農業応援事業

中山間地域で農業経営規模も小さく、様々な面で条件不利地である本市の農業経営において、経営農家の減少、高齢化、後継者の不在などの問題が深刻化しており、次世代に農地・農業を継承する環境整備が急務です。

国・府の支援事業は大型事業や大規模集積化など採択条件の制約があり、要件に適用しないなど、ニーズに応じた活用ができないことが多いことから、市の独自支援制度を創設し、地域農業の中心担い手等の機械導入に助成を行います。

#### ■制度の概要

事業主体	認定農業者（農業経営基盤強化促進法による）、認定新規就農者、農家（農事）組合、集落営農組織（集落内農業者 1/2 以上で構成）など
助成の対象	◆農業用機械（加工・流通に係るもの、畜産に係るものは対象外） ◆生産物 水田を活用し、販売を目的に生産するもの
事業採択要件	◆国、府の助成の対象とならないこと ◆面積基準の緩和 京都府による「主要農業機械導入基準」に対し、園部・八木地域では 20%減、日吉・美山地域では 50%減 の緩和をする ※ただし、認定新規就農者については全域で 50%減 ※いずれの場合も、交付申請にあたり 3 ヶ年の営農目標計画を示し、その間に上記の基準面積を達成する計画であること
補助率	対象事業費の 40% 以内 補助上限 150 万円（事業費ベースでは 375 万円）

#### ■平成 29 年度当初予算額

がんばる農業応援事業（予算要求額） 225 千円（南丹市一般財源）

## 2. パイプハウス整備事業（京都府/京野菜等産地育成事業）

3戸以上の農業者団体による新設・拡充を対象とする京都府の「パイプハウス整備事業補助金」について、京野菜等の園芸生産者の担い手確保と生産力回復を目指し、市の単費支援を加算し支援を行います。

### ■制度の概要

項目	要件	府補助	市補助
①府の補助に該当する事業	ブランド品目	50%	25%
	その他	45%	
②認定新規就農者によるパイプハウス整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・京野菜、その他の販売用野菜を生産</li><li>・個人でも可</li><li>・改善計画に基づく導入であること</li><li>・改善計画で認定した面積であれば、府規定の面積要件を問わない</li></ul>	—	75%
③ビニル資材の張替えのみを行う	<ul style="list-style-type: none"><li>・販売用野菜であること</li><li>・水稻育苗のみは対象外</li><li>・個人農業者も可（法認定等を問わず）</li><li>・3年以上、作付を継続すること</li></ul> ※H29年1月の雪害による被害資材は対象外	—	50%

### ■平成29年度当初予算額

パイプハウス整備事業補助金（予算要求額） 7,183千円